

インターンシップ実習生受入要領

(趣旨)

第1条 本要領は、県が大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）からの要請により、大学等の学生をインターンシップ（学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいう。ただし、看護師等国家資格取得のために必要な実習を行う場合を除く。）による実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合の基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 県は、学生に職業意識の向上のための機会を提供するとともに、学生の行政に対する理解を深めることを目的として、大学等の学生を実習生として受け入れるものとする。

(実習生の受け入れ手続き)

第3条 大学等は、授業の一環として県の機関において学生の実習を希望する場合は、実習を希望する部局長又は総合支庁の長（以下「担当部局長等」という。）に対して、別記様式第1号により実習の申込みを行うものとする。

2 担当部局長等は、大学等から実習の申込みがあったときは、次の事項に留意して、実習生の受け入れを決定するものとする。

(1) 実習の目的、内容等が、県で実習することが適当なものと認められるものであること。

(2) 県の業務に支障がないこと。

3 担当部局長等は、実習生の受け入れを決定した場合は、大学等へ別記様式第2号により通知するとともに、大学等と協定を締結するものとする。

4 担当部局長等は、実習生の受け入れを決定した場合は、前項の規定により締結した協定書及び第9条第5項の規定により提出を受けた誓約書の写しを添え、速やかに人事課長に報告しなければならない。

(実習期間)

第4条 実習生の実習期間は、原則として2週間以内とする。

(実習時間)

第5条 実習生の実習時間は、実習先における県職員の勤務時間に準ずるものとする。

(実習内容)

第6条 実習生の実習内容は、担当部局長等が大学等と協議の上決定するものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第7条 実習生には、原則として報酬、費用弁償その他費用は支給しない。ただし、担当部局長等と大学等との協定において別に定める場合はこの限りではない。

(実習中の事故等)

第8条 実習生は、実習中の災害に備え、傷害保険等に参加するものとする。

2 実習生の実習中の災害及び通勤途上の交通災害等について、県は一切の責任を負わないものとする。

(服務)

第9条 実習生は、実習期間中において、実習に専念するとともに、県職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

2 実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

4 実習生が故意又は過失により県若しくは第三者に損害を負わせた場合は、実習生が県若しくは第三者に対し責任を負う。

5 実習生は、前4項の規定を遵守する旨の誓約書（別記様式第3号による。）を担当部局長等に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実習生の受け入れに関し必要な事項は、担当部局長等が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年11月26日から実施する。

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

山形県農林水産部長 殿

〇〇大学〇〇学部長
氏 名

インターンシップ実習生の受け入れについて (申込)

下記のとおり、貴部において当学部の学生をインターンシップによる実習生として受け入れていただきたく、インターンシップ実習生受入要領第3条第1項の規定により申し込みます。

記

受入希望学生氏名	専攻学科・学年	受入希望所属	受入希望期間

(添付書類) 学生の履歴書

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

〇〇大学〇〇学部長 殿

山形県農林水産部長

インターンシップ実習生の受け入れ決定について（通知）

年 月 日付け 第 号により申込みのあったこのことについて、下記のとおり受け入れを決定しましたので、インターンシップ実習生受入要領第3条第3項の規定により通知します。

つきましては、同項の規定により協定を締結したいので、別添協定書に記名、押印のうえ、1部返送願います。

記

受入学生氏名	専攻学科・学年	受入所属	受入期間

(様式第3号)

誓約書

令和 年 月 日

山形県農林水産部長 殿

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 年

住所

氏名

私は、インターンシップ実習生として、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 実習期間中においては、実習に専念するとともに、山形県職員が遵守すべき法令及び規則等に従います。
- 2 県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為は一切しません。
- 3 実習中に知り得た秘密は、実習期間中はもちろん実習終了後も一切漏らしません。
- 4 故意又は過失により県に損害を与えた場合は、その賠償の責を負います。

(別添)

インターンシップ実習生受け入れに関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）は、甲が乙の学生をインターンシップによる実習生（以下「実習生」という。）として受け入れるにあたり、インターンシップ実習生受入要領第3条第3項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(実習生)

第1条 甲が受け入れる実習生は、〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇年（氏名）とする。

(実習期間)

第2条 実習生の実習期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(実習時間)

第3条 実習生の実習時間は、実習先における甲の職員の勤務時間に準ずるものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第4条 実習生には、報酬、費用弁償その他費用は支給しない。

(実習中の事故等)

第5条 実習生は、実習中の災害に備え、傷害保険等に参加するものとする。

2 実習生の実習中の災害及び通勤途上の交通災害等について、甲は一切の責任を負わないものとする。

(服務)

第6条 実習生は、実習期間中において、実習に専念するとともに、甲の職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

2 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

4 実習生が故意又は過失により県若しくは第三者に損害を与えた場合は、実習生が甲若しくは第三者に対し責任を負う。

5 実習生は、前4項の規定を遵守する旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合、また、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲 山形県
山形県農林水産部長

乙 〇〇大学
〇 大学〇〇学部長